

庄監公告第3号

地方自治法第199条第9項及び庄内町監査委員条例第9条の規定により、令和2年度財政援助団体等の監査結果について別紙のとおり公表する。

令和2年10月7日

庄内町監査委員 安藤 一雄
庄内町監査委員 石川 武利

監 発 第 2 6 号
令和2年7月10日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 石 川 武 利

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町商工会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

・庄内町商工会事業補助金（令和元年度）	6,440 千円
・商工業振興支援事業補助金（後継者育成支援事業）（令和元年度）	502 千円
・食を活用した賑わい創出事業補助金（たべぶら事業）（令和元年度）	227 千円

(2) 監査を執行した日時

令和2年6月2日(火) 9時30分から11時50分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行については総体的に概ね良好であると認められたが、次の事項に留意しさらなる事業展開を図られるようお願いしたい。

- ① 新型コロナウイルス感染予防対策に係る休業、自粛は、商工業者へ多大な影響を与えており、急激な経済の落ち込みによる商工業者への支援、相談業務等の徹底を図られたい。
- ② スマートフォンアプリによるQRコード読み取りによる事業展開は、先進的取り組みとして活用範囲が広いことから、アイデアを活かし今後の事業拡大に繋げてもらいたい。

監 発 第 2 7 号
令和2年7月10日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 石 川 武 利

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

株式会社イグゼあまるめに対する財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

株イグゼあまるめ出資金 19,000,000 円

[公の施設の指定管理「町湯」 指定管理委託料 なし]

(2) 監査を執行した日時

令和2年6月2日(火) 13時30分から15時30分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該株式会社に対する財政援助等に係る出納その他の事業の執行状況について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

財政援助等に係る出納その他の事務の執行については総体的に概ね良好であると認められた。

今後も収支改善に向けた経営方法の見直しを図り、「町づくり会社」としてなお一層の努力を期待したい。

監 発 第 2 8 号
令和2年7月10日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 石 川 武 利

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

社会福祉法人庄内町社会福祉協議会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

庄内町社会福祉協議会補助金（令和元年度） 40,060,274 円

(2) 監査を執行した日時

令和2年6月4日(木) 9時30分から15時45分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行については総体的に概ね良好であると認められたが、次の事項に留意しさらなる事業展開を図られるようお願いしたい。

- ① 予算の減少が福祉事業の後退とならないように、協議会の将来的な体制整備の構築をお願いしたい。
- ② 過年度の報酬等の支払いに係る源泉徴収税額の処理方法に不適切な部分があったので、再考をお願いしたい。

監 発 第 2 9 号
令和2年7月10日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 石 川 武 利

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 響ホール事業推進協議会（庄内町余目字仲谷地 280 番地）

指定管理施設 庄内町文化創造館

委託料の名称及び金額

庄内町文化創造館指定管理委託料(令和元年度) 73,434,000 円

(2) 監査を執行した期日

令和 2 年 6 月 5 日(金) 9 時 30 分から 11 時 50 分

(3) 実施した監査の手続き

令和元年度に指定管理者が行った「庄内町文化創造館」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務の執行については総体的に概ね良好であると認められたが、次の事項に留意しさらなる事業展開を図られるようお願いしたい。

- ① 開館後 20 年を経過する施設であり、修理・修繕費も嵩んできているので、致命的なものに至る前の初期段階の修理・修繕等の対応、連絡調整の徹底を図られたい。
- ② 新型コロナ禍の中、イベント事業は総じて空洞化になりかねない状況で、施設利用にアイデアを出し合いこの難局を乗り切っていただきたい。

監 発 第 3 0 号
令和2年7月10日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 石 川 武 利

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 庄内町総合型スポーツクラブ コメっち*わくわくクラブ

指定管理施設 庄内町社会体育施設

委託料の名称及び金額

庄内町社会体育施設指定管理委託料（令和元年度） 44,270,729 円

(2) 監査を執行した期日

令和 2 年 6 月 5 日（金） 13 時 25 分から 15 時 30 分まで

(3) 実施した監査の手続き

令和元年度に指定管理者が行った「庄内町社会体育施設」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務の執行については総体的に概ね良好であると認められたが、次の事項に留意しさらなる事業展開を図られるようお願いしたい。

- ① 新型コロナ禍での危機管理体制について、発生させない対策と万が一の事態に備えた対策をマニュアル化し、職員間での共有を図り万全を期していただきたい。
- ② 施設の利用拡大に外部指導（者）委託の増加が顕著だが、将来とも安定した指導体制がとられるよう体制整備の充実をお願いしたい。

監 発 第 3 1 号
令和2年7月10日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 石 川 武 利

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 富樫運輸建設株式会社（庄内町小出新田字大谷地 52-6）

指定管理施設 庄内町カートソレイユ最上川

委託料の名称及び金額

カートソレイユ最上川指定管理委託料(令和元年度) 4,800 千円

(2) 監査を執行した期日

令和 2 年 6 月 8 日(月) 9 時 30 分から 11 時 50 分

(3) 実施した監査の手続き

令和元年度に指定管理者が行った「カートソレイユ最上川」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務の執行については総体的に概ね良好であると認められたが、次の事項に留意しさらなる事業展開を図られるようお願いしたい。

- ① 町民への利用拡大、認知度を高める PR 活動の充実を図られたい。その中で、案内看板数の現状チェックと分かり易い新たな看板設置を進められたい。
- ② 事故・事件・新型コロナ発生に備えた危機管理マニュアルの整備・作成と、目につく場所へ掲示し、職員間の周知徹底を図られたい。特に、町外、県外客の利用者が多い施設であることから、新型コロナ対策は必要、急務であると思われる。